

車両リース契約特約条項

甲及び乙は、他の契約条項に優先してこの特約を適用する。

(物件の保守)

第1条 甲は、物件の引渡し完了後、物件を乙に返還するまで善良な管理者の注意をもって、物件が正常に運転操作できる状態に維持、管理しなければならない。

2 甲は、契約期間中、賃借料に含まれる物件のメンテナンスを仕様書のとおり受けることができる。ただし、仕様書に記載のない場合は下記の項目について、乙の定める工場でメンテナンスを受けることができるものとする。

- (1) 点検スケジュール (6か月ごと)
- (2) 法定定期点検
- (3) 継続車検 (契約期間中)
- (4) 油脂類の補充・交換 (点検時実施)
- (5) 消耗部品の交換
- (6) バッテリー交換 (契約期間中1回、1個)